

## 第 91 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

### 1 開催日時

令和 3 年 12 月 22 日（水） 午後 2 時から午後 4 時まで

### 2 開催場所

盛岡市内丸 13 番 1 号 岩手県民会館 4 階 第 2 会議室

### 3 出席者

#### 【委員 10 名 敬称略・五十音順】

伊 藤 歩（会長）  
伊 藤 絹 子  
大 嶋 江利子（リモート）  
久保田 多余子（リモート）  
齊 藤 貢  
鈴 木 まほろ  
中 村 学  
永 幡 幸 司  
平 井 勇 介（リモート）  
由 井 正 敏

#### 【専門調査員 2 名 敬称略・五十音順】

大河原 正文  
前 田 琢

#### 【事務局】

環境保全課総括課長 黒 田 農  
環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長 阿 部 茂  
その他関係職員

#### 【事業者】

東急不動産株式会社

### 4 議事

（冒頭、事務局から、委員 14 名中、会場参集 7 名・リモート 2 名の計 9 名が出席しており（平井委員は遅れてリモート入室）、半数以上の出席により、会議が成立していることを報告し、議事に入りました。）

（仮称）岩手久慈風力発電事業計画段階環境配慮書について

（初めに、希少動植物及び土地取引に関する地権者の個人情報等に関する審議については、会議の一部を非公開として行うことについて会長からお諮りし、委員の了承を得た。）

[伊藤歩会長]

それでは、「(仮称)岩手久慈風力発電事業計画段階環境配慮書」の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(環境影響評価に係るこれまでの手続状況等を説明後、事業者(東急不動産株式会社)から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[伊藤歩会長]

事務局から、事業者から説明させたいとのことですが、よろしいでしょうか。事業者に説明をお願いします。

(事業者が事業内容等について説明しました。)

[伊藤歩会長]

それではまず、説明していただきました事前質問・意見に対する事業者の回答に関して、追加の御質問があればお願いします。なお、希少動植物及び地権者に関する御質問につきましては、一般的事項を審議していただいた後に、非公開による審議の時間を設けたいと思いますので、その際に御発言をお願いいたします。それでは番号順に確認させていただきます。

質問【1】は私からの質問になります。今回の回答にて、保安林部分は可能な限り回避を検討するとのことですので、私としては特に追加質問はありませんが、皆様よろしいでしょうか。それから、質問【2】ですが、騒音についてデータを示していただきましたが、いかがでしょうか。私からは特に追加質問はありません。はい、永幡委員。

[永幡委員]

今回のデータについて、単純に件数だけをあげているようですが、実際のところは割合で考えないとまずいと考えます。要するに200メートル未満のところには住んでいる人は極めて数が少ない。その中の1人と、1キロ以上離れたところに住む人は、数で数えればかなり多く、そこでの1人とは全く意味が違いますので、単純に苦情の数だけを上げて、これしかないのでは大丈夫ですと判断するのはかなり乱暴な議論で、「住んでいる人に対して、どれくらいの割合で出ている。よって、問題ない」との議論をしないと意味がないと思います。

[伊藤歩会長]

はい、ありがとうございます。事業者さんの方から何かありましたらお願いします。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。回答にも記載させていただいておりますが、単純にこの距離で判断をするということではなく、準備書の段階で実施をいたします測定結果、こちらが重要になってくると考えております。測定結果を含めて、総合的に勘案し、事業計画を検討するとの認識で考えております。

[伊藤歩会長]

はい、永幡委員よろしいでしょうか。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。それでは、次に質問【3】ですが、こちらの私からの質問ですが、水道水源の位置になるのですが、事業実施想定区域周囲には無いとの回答ですが、出来れば最も近いところの水源だとか、その辺りの情報を図示していただけますか。一応確認を行いたいので、いかがでしょうか。

[事業者]

はい。今、スクリーン上に示しております。こちらが、周囲の水道水源の位置を落とし込んだ地図になります。軽米町と久慈市はヒアリングを実施しております。ヒアリングの結果、軽米町については「軽米浄水場」と「小軽米浄水場」の2地点。また、久慈市については、「日野沢水源」が最寄りであることを確認しております。

[伊藤歩会長]

分かりました。軽米の方は水源が無いようですが、こちらのデータを方法書以降に追加していただければと思います。

[事業者]

軽米町は浄水場のみで水源はないと伺っております。

[伊藤歩会長]

軽米町では、地下水や井戸水を消毒して配っているとの認識でしょうか、分かりました。今回の内容を表などで明記していただきたい。今回のスライドから事業実施想定区域内には水道水源は無いことが確認できました。他に追加質問はございますか。では、続いて質問【4】ですが、齊藤委員から御質問をいただいておりますが、いかがでしょうか。

[齊藤委員]

追加質問はありません。

[伊藤歩会長]

私から追加の質問になります。現在、他事業者様と協議中とのことですが、重複しているエリアについて、他事業者様が譲らない場合はどうなるのでしょうか。非公開部分にかかるかもしれませんが、御説明いただける範囲でお答えできますか。

[事業者]

他事業者様の考えもございますので、後ほど非公開部分でお答えさせていただければと存じます。

[伊藤歩会長]

分かりました。それから質問【5】大気環境に関する御質問になりますが、いかがでしょうか。齊藤委員、いかがでしょうか。

[齊藤委員]

工事の実施で環境影響評価が必要と判断した場合には、予測及び評価を実施するとのことですが、工事着手の際には、重機や大型ダンプが道路を走ると思いますので、住居等がある場合、粉塵の影響は出てくると思いますので、なるべく前向きに調査をお願いしたい。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。検討させていただければと存じます。

[伊藤歩会長]

はい、質問【5】は他によろしいでしょうか。では、続いて質問【6】の騒音に関する御質問ですが、いかがでしょうか。はい、永幡委員お願いします。

[永幡委員]

回答の1段落目では500メートル以上の隔離を確保しますと書かれています。これは、もちろんのことですが、この後の2段落目の記述が極めて問題であると思っております。その中で「あくまでも参考にさせていただきます」と書かれています。まず、この文献より距離に関して、不確実性のない情報は今あるのでしょうか。あるのであれば教えていただきたい。

[事業者]

距離についての意見は、今後調査していきたいと考えております。

[永幡委員]

お答えのように分からない段階で、「あくまでも参考にさせていただきます。」この「あくまで」との表現、言葉使いとして極めて問題があると考えます。WHO、ヨーロッパ事務局が環境騒音に関するガイドラインを出しておりますが、風車に関しては確実な健康の知見はないと明記しております。よって、「予防原則」との言葉を御存じでしたら、いかに事故・問題を起こさないようにするか、今分かっている範囲で最も厳しいところで判断するのが原則だと考えます。そのために環境アセスを行わないと意味がありません。そのような段階で、今回のような書き方をするのは、事業者の態度として本当に大丈夫なのかと、認識するところ。この辺りを、どう考えているのか、見解をお聞きしたい。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。文献については、今後も調査をして参りますし、隔離につきましても、現地調査を踏まえまして、距離だけではなく周囲の環境等も状況を踏まえ、風車配置について検討していきたいと考えております。

[事業者]

我々はまちづくりを行っている会社ですので、地元の方々への影響を最大に配慮しながら、事業を進めていくことが大前提だと認識しております。今回、回答の記載について、表現の問題があるかもしれませんが、事業を進める中ではしっかりと配慮して進めていくところでござ

います。申し訳ありません。

[永幡委員]

はい。最大限に予防原則のことを考えて、問題が起こらないように配慮していただければと思います。

[伊藤歩会長]

はい。情報は出来るだけ活用して進めていただくとの姿勢が大事なのかなと思います。

[事業者]

今回、審査会において委員の皆様から、様々な意見をいただきまして、本事業に反映していくところでございます。その目的で、皆様に御審議いただいているものと考えております。表現につきましては、今後、注意して明記いたします。

[伊藤歩会長]

分かりました。はい、由井委員。

[由井委員]

今のところ、500メートル以上を確保しますと書いてありますが、一般的には800メートル・1キロ以上が普通だと思いますが。永幡委員どうでしょうか。

[永幡委員]

はい、近いと思います。せめて、1キロだろうと思っていますし、1キロでもオッズ比を見る限り、このような研究結果も出ているので、1キロと言い切ってしまうのも本当は危ないと思っている。ただ、現状の苦情が出ているその他の事業の話を知ると、その辺りになるのかなとは思いますが、少なくとも500はあり得ない。

[由井委員]

これを見る限り、500で決まりそうに読めますね。これは、危ないと思いますが。これで決まりってことではないですね。

[事業者]

弊社で事業を検討するにあたって、住居から距離をとることは最初にチェックいたします。その中で、やはり住居に近いところで事業を計画しなければいけないような案件については、優先順位を下げて、事業実施を見送るといったことも考えます。当該事業についても、今後、配置計画をお見せする際に、この距離で配置してよろしいか御審議していただければと思います。

[伊藤歩会長]

はい。十分に検討していただければと思います。それでは質問【6】はよろしいでしょうか。

では、続けて質問【7】ですが、こちら由井委員からの御質問ですが、いかがでしょうか。

[由井委員]

「バッテリー村」という施設があるのですが、最近の情報では開店休業状態となっている。施設の主催者の方もご高齢で、動きにくくなっている。ただ、聞くところによれば、岩手大学の先生からの指導で学生さん達は来ている。私自身も 20 年くらい前からこちらを利用している。昔の生活スタイルを再現して、住民と外部との交流をしている施設の 500 メートル先に、近代的な風車が建つというのは、何となく違和感がある。だから、バッテリー村の今の方針、或いは久慈市の方針、バッテリー村に関与している学生さん達の意見など、様々な意向を聞いてどのくらいの距離が妥当か、或いは見えない位置に配置するなどの検討が必要かなと思います。今回、回答いただいた 3 行目で「必要に応じて実施する」と書いてあるのですが、意見が出なければ、ヒアリング等を実施しないと読み取れる。この周辺は、日本の多くの地域と同様に高齢化した世帯が多いので、なかなか意見は出てこないと思う。配慮書は環境省のパンフレットにも記載してあるが、事業者は配慮書案又は配慮書について、一般市民等に環境保全上の意見を求めるように努めることと書いてあります。だから本来は、配慮書を作成する前に当該地域に入って、周辺住民の意見を聞くべきだったと思います。バッテリー村に限らず、地域住民の意見は事前にヒアリングを実施したのかお聞きしたい。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。バッテリー村の件につきましても、由井委員の御指摘がありまして、久慈市様に照会をかけて、こういった形で運営されているのか、どのような手順でヒアリングを実施した方が望ましいか、現在ヒアリングを実施する段階に移るところでございます。また、地域住民の方への御説明ですが、久慈市様と協議しながら、先日、地元の山形エリアにて住民説明会を実施させていただきました。その場では、バッテリー村の意見は出ませんでした。地域住民の方の御意見をいただいたところでございます。中身としては、当該事業に対する御懸念の意見は特に出ませんでした。事業のスケジュールや具体的な進め方について、いくつか御質問があったところでございます。

[由井委員]

配慮書の縦覧は終わったところでしたよね。因みに、意見はいただきましたか。

[事業者]

20 日に縦覧が終了いたしまして、現在、各閲覧場所から回収をかけているところでございます。まだ、全ての回収は完了しておりませんが、現段階で分かる範囲で申し上げますと、意見自体もそれほど数はございませんでした。その中身に関しても、事業自体の御懸念にあたる御意見は確認されておられません。全て回収し、今後手続きの中で事業者回答をさせていただきます。

[由井委員]

分かりました。先ほど申し上げたとおり、日本中もそうですが、この地域も高齢者が多い。

そうすると、説明会会場まで歩いて向かうことが難しいことも考えられる。聞いて回るなど、丁寧な対応もして欲しいと思います。

[伊藤歩会長]

はい。ありがとうございます。そのように進めて欲しいと思います。他に質問【7】で追加の御質問はございますか。はい。永幡委員。

[永幡委員]

今回、由井委員の御質問からバッテリー村との施設を初めて聞いたのですが、これは昔ながらの生活を体験できる場所との趣旨でよろしいですね。

[由井委員]

そうですね。水車の「バタンバタン」となる音が売り物だから。それが聞こえなくなると元も子もない。

[永幡委員]

水車くらいのバタバタなる音は、風車が建つことで聞こえなくなることはないと思いますが、一方で、風車の音が聞こえることで、整合性との意味から見たときに、風車の音が聞こえること自体、要は関係のない音が聞こえること自体が、問題になるってことはあり得ると思います。これは、騒音の項目にて、普通に環境基準で評価するのではなく、人と自然の整合性が求められるところで、どれくらいの位置づけが必要になってくるのかとの視点で見なくてはならないかと思います。このバッテリー村で具体的にどういった活動をしていて、何を求められていて、その活動を行うのに必要な静穏性がどれくらいなのかを把握検討した上で、環境基準とは違った評価が必要であれば、それを踏まえた上で、今後評価していただきたい。また、この辺りは、方法書の段階で、そのくらいの静音が必要なのか、ヒアリング等で聞き取りを行い、それに従った形で評価する旨を方法書で示してください。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。まずは、活動の実態を把握いたしまして、どういった環境を売りにしている或いは重要視しているのか、バッテリー村の事業全貌をまずは把握して参りたいと思います。

[伊藤歩会長]

はい。よろしいでしょうか。質問【7】ですが、他によろしいでしょうか。先ほど、遅れて平井委員もリモートで入室されたようですが、よろしいでしょうか。リモートで御参加されている委員の皆様もよろしいでしょうか。では、続いて質問【8】ですが、こちら由井委員からですが、いかがでしょうか。

[由井委員]

まだ、いるかどうか分からないので、非公開にする必要はありませんが、地形的に言って、

ミゾゴイがいかにも存在しそうな箇所です。福島県でのアセス事例においては、このような条件で十分に調査しなさいと意見したところ、12件中、6件で存在が確認されました。よって、存在する可能性は高いと考えております。また、配慮書P137に環境保全に関する指針図が掲載されています。そのランクでは、C・Dに該当するのでいいのですが、まだ、未調査の箇所があるので、この指針図だけに頼らないで欲しい。特にミゾゴイは夜間しか活動しないのと、4月中旬から5月中旬までの3～4週間しか鳴かないので、調査時期を逃さないことが肝要です。方法書にしっかりと調査を明記すること。

[伊藤歩会長]

はい。よろしいでしょうか。質問【8】で他に追加の御質問等がございますか。よろしいでしょうか。それでは、続いて質問【9】に入ります。区域の設定に関する御質問ですが、大河原専門調査員からの御質問ですが、いかがでしょうか。

[大河原専門調査員]

質問【9】と【11】は関連性のある質問なので、両方についての追加質問をさせていただきます。土砂災害警戒区域のところ、事業実施想定区域の東端部の細長くうねった箇所と重なっております。その形状から道路拡幅部に相当すると思いますが、拡幅工事に伴い斜面が崩れるなどが危惧されます。当該箇所については、斜面对策に十分に注意して取り組まれるように要望します。

[伊藤歩会長]

はい。事業者様いかがでしょうか。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。いただきました御意見は重く受け止めまして、計画の中でも当然ながら極力改変しない形での計画を検討することが大事だと認識しております。計画の中で、十分に配慮させていただきたい。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。

[大河原専門調査員]

すみません。質問【10】も追加質問よろしいですか。

[伊藤歩会長]

承知しました。その前に質問【9】及び【11】について、他の委員から御質問がございますか。よろしいでしょうか。では、質問【10】の追加質問をお願いいたします。

[大河原専門調査員]

今回、いただいた回答では、事業計画の検討に伴い、具体的に計画が決まった段階で地盤調



査を実施すると明記しております。実際としては、その辺りを見ないと、色々と判断がつかないところもあるのですが、今後、この辺りをお聞きする機会はあるのでしょうか。

[事業者]

御意見ありがとうございます。当然ながら、風力発電を設置するにあたりましては、基礎を強固にしていくとの観点で、その杭を打つ必要があるのかどうかなどの判断や、各地質調査は実施いたします。

[事業者]

環境影響評価の中で、地盤については審査する項目を選定しておりませんが、安全に関する審査の中で、地質等の安全性なども審査される流れになっております。

[大河原専門調査員]

分かりました。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。できるだけ情報は示していただけると、せっかく専門の先生もいらっしゃいますので、その辺り留意していただければと思います。それでは、他に質問【10】に関して追加質問はありませんか。では、続いて質問【12】に移ります。御質問いただいた、前田専門調査員からはいかがでしょう。

[前田専門調査員]

12番ですが、質問の意図が通じてなかったのかなと思います。まず、検討対象エリアを決めます。その中に、事業実施想定区域を選定しますとのフローが掲載されていますが、その通り進めたのであれば、対象エリアが配慮書で明記された図であらうとすると、流石にこれは、出来すぎと言わざるを得ない。本当のところは、恐らく先に事業実施想定地域を選定し、その周りを囲んだとの流れで選定したのかなと思っております。ここで聞きしたいのは、そもそもこの事業の検討対象の意義や、この外側の四角のエリアですが、これをどのような手順で決めたのか。質問にも記載しましたが、風力発電は立地選定が重要となります。その、立地選定のプロセスが明らかになることが非常に大事だと思います。いきなり、今回の事業実施想定区域が降ってきて、この中で選びなさいとはならない。もっと、広域の中から、どこに設置するか候補地を幾つか選定し、最終的にここに決定したとのプロセスで当該エリアを設定されたと思っています。その過程を知りたい。要は、幾つか候補地がある中で、どのような過程を経て、今回のエリアを選定したのか。それが、本質問の趣旨です。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。今回、エリアの選定の過程が、あたかも狙い撃ちをしていると想定される点に関しましては、大いに反省すべきだと思っております。なお、エリアの絞り込みに関しましては、御回答に明記しているとおりで配慮書の7ページから18ページの経緯で選定したところでございます。ただ、一方で事業者といたしましては、風況の良いエリアなお

かつ前田様の御指摘のとおり、立地選定が重要だとの点につきましては、最低限、地権者様に事業に対して同意をいただくことが必要になってまいります。当然ながら、地元の反対によって事業の実施が出来ないことも想定されますので、地元及び地権者様の同意を得られるといったことも、事業立地の設計の中で、重要なポイントになってまいります。併せて、環境への影響や規制があるなど、総合的にエリアの絞り込みを同時並行で選定しているところでございます。必ずしも決め打ちにて、決めているわけではございませんが、地権者様から同意をいただいたエリアでないと事業ができないとの観点もございまして。今回、非常に分かりづらい選定となっておりますが、選定の過程としては以上の流れで進めたところでございます。

[前田専門調査員]

まずは、地権者の同意が得られるかどうかを検討した場所が、恐らくここ以外にもあるはずだと思います。その本当の最初の段階からですね、どこに作ればいいのか。そのプロセスをお聞きしたかったので、御質問しました。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。他の事業者も同じかは分かりませんが、全国的に風況が良いエリアでありかつ、事業に同意をいただけるエリアを探索しながら、事業候補地を検討しているのが実態でございます。ただ、どのような形でこの図書の中でお示しするのかとの観点については、我々も勉強しなければならないところだと認識しております。御指摘を踏まえまして、今後の図書の中では、十分に考えていきたいと思っております。

[前田専門調査員]

お願いします。初めの段階からの選考過程が分かっていると、この場所が非常に不適切であると判定した場合に、候補に入っていなかった他の場所については立地としてどうなのかといった観点から議論が出来る。その辺り、検討していただきたい。

[伊藤歩会長]

はい。他に質問【12】のところで、御質問はございますか。

[平井委員]

すみません。今の回答に関連して、お聞きしたいことがあるのですが、よろしいでしょうか。

[伊藤歩会長]

お願いします。

[平井委員]

平井です。今のお話ですと、土地の所有者の方にもある程度事業のお話が伝わっているとのことですが、詳細な調整状況などを教えていただけますか。

[事業者]

御質問ありがとうございます。近隣の他事業者との話と合わせまして、後ほど、非公開部分にて具体的な場所等含めて御説明できればと思います。内容によっては、地権者様の情報など、個人情報特定される可能性もございますので、まとめて回答させていただければと存じます。

[伊藤歩会長]

平井委員よろしいでしょうか。

[平井委員]

分かりました。よろしく申し上げます。

[伊藤歩会長]

では、後ほど御回答をお願いします。他にいかがでしょうか。では続いて質問【13】ですが、前田専門調査員いかがでしょうか。

[前田専門調査員]

回答の中で手引きが出されているとのことですが、それに照らせば、養鶏場などは入らないことは了解しました。ただ、人が常駐する場所ですので、ひとくくりにしないで、まずは実態把握を実施して、適用を考慮していただきたいと思います。先ほど、九戸村からの意見にも、養鶏のことが書いてありました。騒音以外にも低周波など、様々な心配があるとのことですので、養鶏施設だからといって、初めから除外しないで、それぞれの事情を聴いて対応していただきたい。

[事業者]

御意見ありがとうございます。今回、九戸村様からの御意見をいただく前に、本質問に対する回答を作成いたしました。九戸村様から養鶏施設に関する御意見を賜りましたので、九戸村様から更に御意見を伺いながら、検討を進めさせていただきます。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。はい、永幡委員をお願いします。

[永幡委員]

鶏(にわとり)がどれくらい低周波に敏感なのか、その辺りの論文は読んだことがないので、ずれた質問になってしまいますが、鳥が音の影響で卵を産まなくなる可能性ってあるのでしょうか。もし、あるのであれば、騒音の調査は多分必要になりますし、その場合、人間と同じ基準ではいけないと思います。かといって、生物での調査でもない気がするのですが、どこの項目で加えればよいか、よく分からない。恐らく、適切な評価が必要になってくると思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

[事業者]

御質問ありがとうございます。鶏(にわとり)が低周波音の影響を受けて、卵や母体にどういった影響があるのか、その辺りは恐らくまだ、しっかりとした情報はないと認識しております。今回、九戸村様からも御指摘があった通り、本指摘は生活に直結する話でもありますので、国内外の文献も含めて、しっかりと情報収集をした上で、養鶏場様とも協議を行ってまいりたいと考えております。また、それを環境アセスにどう組み込むのか、或いは組み込まないのかその点についても、今後しっかりと検討していきたいと思っております。

[永幡委員]

ぜひお願いします。回答の中で、鶏の鳴き声が空調設備等の騒音と同じく常に発生していると書かれています。そもそも、鶏の鳴き声を騒音とされている時点で、書き方としてあまりよろしくない書き方ではないかと考えます。とりあえず、それは置いとくとして、鶏の鳴き声と風車の出す音は帯域が違います。よって、鶏が鳴いているから風車の騒音は関係ないってことにはならない。恐らく、全然違った帯域で、お互いをマスクすることはないと思っております。よって、このような記述を行う場合は、もう少し慎重に検討された方がよいと思っております。

[伊藤歩会長]

よろしいでしょうか。永幡委員、これはコメントとの位置づけでよろしいでしょうか。九戸村は畜産業が盛んで、鶏だけじゃなく牛豚も多いので、その辺りを十分に配慮して進めていただければと思います。畜産業の生産は、生活に関わるようになりますので、よろしく願いいたします。他に質問【13】のところで、いかがでしょうか。追加はありませんか。では次に質問【14】にうつります。前田専門調査員からの御指摘ですが、いかがでしょうか。

[前田専門調査員]

回答では技術ガイドがあり、ゼロオプションの考え方についても、指針がありこれに照らすと適用外になるのかなとの趣旨は了解しました。本質問でお伝えしたかったのは、ゼロオプションを考える、設定する設定しないにかかわらず、常に事業を実施しなかったケースを比較の対象に入れていただきたいとの趣旨で質問しました。提示された図 1-10 を拝見すると、複数案にあたるオプションの考え方が載せてあります。これを見ると、A 案～E 案までである中で、この E 案がないことになります。これまでの他事業でも多いのですが、A 案・B 案・D 案やこれらの案を比較して、前の範囲よりも軽減されている又は影響が小さくなっているとの評価を行い、結果として大丈夫との結論に結び付けているケースが非常に多い。これは、E 案がないからであり、E 案に比べれば A 案・B 案でもそれなりの影響があつて、その絶対的な影響こそ、正しく評価しなくてはならないのですが、ゼロオプションを視野に入れられないため、変な評価になってしまう。そのような評価書がこれまでに、たくさん出されているので、そうならないように評価にあたっては、常にその選択をしなかったケースとの比較で考えることが、大事だと思っております。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。教科書を丸写しにした回答となりましたら大変恐縮ではござ

います。大事なものは、回答の最後の一文であると思っております、我々事業者としては、この事業目的の達成云々ではなく、そもそも環境影響評価の観点で重大な影響があることが分かった場合は、事業を実施しないことが、まさに御指摘いただきましたゼロオプションになると思っております。御意見ありがとうございます。

[前田専門調査員]

よろしくお願ひいたします。事業のやる・やらないではなく、やる場合でもその影響が、やらなかった場合に比べこれだけありますと分かるように評価をお願ひしたい。

[伊藤歩会長]

はい。よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。では、最後に質問【15】、こちらは自然保護課からの質問ですが、委員の皆様からは追加の御質問はありますか。よろしいですかね。では、事前質問に対する、事業者からの回答に対しての再質問は、以上とさせていただきます。次に、非公開部分を除いたところで、全体的な部分で追加の質問・意見がありましたらお願ひしたいと思います。はい、由井委員お願ひします。

[由井委員]

本日配布した資料No.2の2ページに久慈市長からの意見が載っています。その中で、商工観光課から、「県立自然公園条例に基づき、久慈平庭県立自然公園内での工作物の新築～」と書かれていますが、今回の配慮書には、本条例に関する記載はありますか。

[事業者]

今回、久慈市様から県立自然公園について、御意見をいただいておりますが、事業想定実施区域から、自然公園の方は離れていることから、配慮書内に記載はしておりません。

[由井委員]

市長意見に対して、返事を出すのでしょうか。事務局。

[事務局]

市町村照会に対しては、個別に回答は行いませんが、知事意見形成の際に参考とさせていただきます、経産省に提出の流れとなっております。

[由井委員]

ですよね。現段階の事業では、県立自然公園内での開発はないことになりますが、送電線ですよね。現段階では、送電線は想定していないのでしょうか。

[事業者]

送電線のルートに関しましても、現在、計画を検討中でございますので未定ですが、極力、公道に埋設するルートを優先的に検討したいと考えております。

[由井委員]

県立公園を通る送電線は規模にもよりますが、公園法の方で対応しなくてはいけない。本アセスの中では、送電線がどこを通ろうと本アセス対象にはならないでよろしいか。

[事務局]

この事業とは別になります。

[由井委員]

別ですよ。分かりました。ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

はい。よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。はい。大河原専門調査員。

[大河原専門調査員]

配慮書の165ページの図3.2-13になりますが、事業実施想定区域の中に「No.47 大畑鉄山跡」が存在します。実際の事業実施の際には、この周辺は避けると思いますが、鉱山跡は周辺がどうなっているのか、昔のことで詳細は分からない。また、工事時も想定してない箇所に坑道による穴があったりする可能性もあるので、その辺は注意していただきたい。

[事業者]

御指摘ありがとうございます。十分に配慮して、工事を進めたいと思います。

[伊藤歩会長]

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。無ければ、ここからは非公開部分の審議に入りますので、傍聴人の方は退席をお願いいたします。

(事務局が傍聴者1名を室外へ誘導しました。引続き非公開部分の審査を行いました。)

[伊藤歩会長]

それでは、これから審議の方に入りたいと思いますが、当該配慮書全般について、皆様の方から御意見がございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。はい。鈴木委員お願いします。

[鈴木委員]

資料No.3の質問【15】の自然保護課様からの質問ですが、質問中に「事業予定地周辺では希少種が過去に確認されている」と書かれています。これは、事業者に今後、希少種に関するメッシュ情報などが提供されるのでしょうか。

[自然保護課]

自然保護課の菊池です。メッシュデータを提供するかどうかについては、今までも手続き上、

提供することはございません。

[鈴木委員]

公共事業のみですよ。公共事業については情報提供しているけれども、一般の事業者には提供してないとの認識で良いですよ。

[自然保護課]

その通りでございます。

[鈴木委員]

因みに、委員に対して情報提供していただくことは可能でしょうか。

[自然保護課]

可能だと存じております※。

(※下線部について、後日、自然保護課で確認した結果、情報提供は出来ないことが分かりました。各委員にはその旨、説明。)

[鈴木委員]

そうですか。あまり、このエリアの希少種の情報が無かったものですから、提供いただけるのであれば、今後の審査の参考になるかなと思います。ありがとうございます。

[伊藤歩会長]

では、情報提供をお願いします。他によろしいでしょうか。それでは、これまで述べていただいた意見を基に、事務局においては、本件配慮書に関する知事意見の作成をお願いいたします。以上で、本日の審査会は終了いたします。リモートで参加の委員、事業者の皆様はお疲れ様でした。それでは、進行は事務局にお返しします。

[事務局]

ありがとうございました。事業者の皆様もお疲れ様でした。議事は以上になりますので、事業者の皆様は退席いただいて結構です。最後に委員の皆様から、何かございませんでしょうか。

[事務局]

それでは、事務局から今後審査を予定しているアセス案件について御連絡いたします。

(事務局から今後審査予定のアセス案件について連絡しました。)

[事務局]

以上をもちまして、本日の審査会を終了いたします。長時間、お疲れ様でした。どうもありがとうございました。